

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和 7 年 6 月 27 日

収支等命令者
佐賀県立佐賀城本丸歴史館
統括副館長 徳島 都昭

1 競争入札に付する事項

- (1) 委 託 業 務 名 佐賀城本丸御殿跡埋蔵文化財調査支援業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 業務委託仕様書による
- (3) 履 行 期 間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日
- (4) 履 行 場 所 佐賀県佐賀市城内 2 丁目 地内

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項の規定により、佐賀県入札参加資格の決定を受け、「令和 7・8 年度佐賀県建設工事施行能力等級表（建設関連業）」（令和 7 年 4 月 1 日現在）の「その他の業種（文化財関連）」に佐賀県・福岡県・長崎県内の本店・支店・営業所のいずれかが搭載されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止を、本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。
- (4) 本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において不渡り手形等を出していない者であること。
- (5) 本業務の開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定した者で、審査規則第 2 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書を再度提出し、再度、公告に掲載している審査規則による入札参加資格の決定を受けている者を除く。

- (6) 過去5年以内に国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)、佐賀県又は他の地方公共団体と発掘調査支援業務に関する契約を複数回にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。ただし、公益財団法人との契約実績は含まない。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付の上、令和7年7月7日(月)午後5時15分までに(2)の担当課に持参又は郵送(令和7年7月7日(月)午後5時15分までに担当課へ必着)すること。期限までに提出しない者又は競争資格がない者は入札に参加することができない。

提出した資料について説明を求められた場合は、これに応じること。

また、必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(1) 入札参加資格確認申請書及び関係資料

- ①入札参加資格確認申請書(様式1)※両面印刷
- ②営業概要書(様式2)
- ③同種業務の履行実績調書(様式3)

履行実績は、調査支援業務又は、これと同様の内容の業務とし、これのうち一部のみの業務は対象としない。また、実績は「令和7・8年度佐賀県建設工事施行能力等級表(建設関連業)」(令和7年4月1日現在)に搭載された本店・支店・営業所等に限らず、会社全体での実績を対象とする。

④現場管理者調書(様式4)

⑤佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項の規定による「佐賀県入札参加資格決定通知書」の写し

(2) 担当課

郵便番号 840-0041 佐賀県佐賀市城内二丁目 18 番 1 号

佐賀県立佐賀城本丸歴史館 企画学芸課 学芸担当

電話 0952-41-7550

電子メール <rekishikan@pref.saga.lg.jp>

4 入札参加資格の確認

3 で提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定する。

入札参加資格の確認結果は、令和 7 年 7 月 18 日（金）までに通知する。

なお、入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合は、事実を知り得た日から 5 日（休日を含まない）以内に説明請求書（様式 5）により、当該理由について説明を求めることができる。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

3 (2) の担当課と同じ

(2) 入札関係書類の交付方法

令和 7 年 7 月 4 日（金）から 7 月 28 日（月）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第 29 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 17 時までの間、上記 3 (2) において交付する（ただし、5 (4) アまでとする）。また、佐賀県のホームページからも入手できる。

(3) 入札説明会

実施しない。

なお、事前に業務対象地を下見等する場合は、佐賀城公園利用者や近隣住民等に十分配慮すること。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和 7 年 7 月 28 日（月）午前 10 時

イ 場 所 佐賀県立佐賀城本丸歴史館 会議室

6 入札方法等

(1) 入札の方法

入札は、入札者又はその代理人による「入札書」（様式 6）の持参することによる行う。

ただし、代理人が直接持参により入札する場合は、入札前に「委任状」（様式 7）を提出するものとする。

(2) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(3) 入札の撤回

入札者又はその代理人は、提出した入札書の書き換え、差し替え又は撤回をすることはできない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに「入札辞退届」(様式 8) を提出するものとする。

(6) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は入札を延期することがある。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者

イ 入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入したものを提出した者

カ 入札価格の記載において(4)の要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 号(錯誤)により取り消すことが認められるものを提出した者

ケ 1 人で 2 以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ アからコまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(8) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(9) 落札者の決定方法

ア 佐賀県財務規則第 105 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、

有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。
この場合、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度とする）を行う。

エ 再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札をした者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約を締結する。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第3号の規定により免除する。

8 業務内容等に対する質問等

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、「質問書」（様式9）により行うこと。

(1) 質問書提出方法

質問内容を記入し、以下の問い合わせ先に持参又は電子メールにより提出すること。

(2) 質問書提出期間

令和7年6月30日（月）午前9時から7月8日（火）午後5時までとする。

ただし、持参の場合は、土曜日・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。また、電子メールの場合は随時受け付けるが、土曜日・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間に電話で到着を確認すること。

(3) 回答期限

令和7年7月11日（金）

9 問い合わせ先

3（2）の担当課と同じ。